

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年4月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 ㊦ 関東信越（神奈川）（受）第 2200232 号

厚生局事案番号 ㊦ 関東信越（神奈川）（国）第 2300001 号

## 第 1 結論

昭和 60 年 12 月及び昭和 61 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 12 月及び昭和 61 年 1 月

私は、昭和 60 年 12 月に会社を退職後、昭和 61 年 1 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料については、同市役所の年金担当課の窓口でまとめて納付した。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、会社を退職後の昭和 61 年 1 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、同市役所の年金担当課の窓口でまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、昭和 61 年 1 月頃に初めて国民年金の加入手続が行われた場合には、請求期間当時、A 市において請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンライン記録及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金手帳記号番号（\*）は、B 市を管轄する C 社会保険事務所（当時）で払い出された番号であることが確認できる上、当該年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」である昭和 62 年 2 月 17 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、A市は、請求期間の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2200226 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300002 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（登記簿上は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年4月6日から平成8年10月1日まで

私は、請求期間において、A社に派遣登録をし、派遣先のC社で就労しており、組合管掌の健康保険に加入していた記憶もあるが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

A社に係る「雇用契約書兼派遣就業条件通知書兼派遣就業条件承諾書」の写し（以下「雇用契約書（写）」という。）を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された雇用契約書（写）及び派遣先企業の元従業員の回答から、請求者は、請求期間において、A社の派遣社員としてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によりA社の後継会社であることが確認できるB社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについては、賃金台帳等の資料がないため不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間において組合管掌の健康保険に加入していた記憶がある旨主張しているところ、請求期間当時、A社が加入していたD健康保険組合（現在は、E健康保険組合）は、当該期間に係る被保険者データは、システム改修により残っていないため、請求者の資格確認ができない旨回答している。

さらに、請求期間当時、A社において派遣社員の管理業務を行っていた複数の者は、派遣社員の厚生年金保険の加入は希望制であった旨回答しているところ、同社において請求期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間当時、同社の派遣社員であった複数の者も、厚生年金保険には自ら希望して加入した旨回答及び陳述していることから、同社では、当該期間当時、必ずしも派遣社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったこと

がうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。